

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	堀田丸正株式会社
【英訳名】	MARUSHOHOTTA CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井澤 一守
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町 4丁目 1番11号
【電話番号】	(0 3) 3 5 4 8 - 8 1 2 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 矢部 和秀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町 4丁目 1番11号
【電話番号】	(0 3) 3 5 4 8 - 8 1 3 9
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 矢部 和秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第111回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容
第1号議案 定款一部変更の件
当社の定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第28条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第28条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役副会長、取締役相談役、</u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(執行役員、相談役、参与および顧問) 第29条 取締役会の決議により執行役員、相談役、参与および顧問若干名を置くことができる。 第30条～第32条(条文省略)</p>	<p>(執行役員、<u>副会長</u>、相談役、参与および顧問) 第29条 取締役会の決議により執行役員、<u>副会長</u>、相談役、参与および顧問若干名を置くことができる。 第30条～第32条(現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第34条～第43条(条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第34条～第43条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2．当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2．当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、山野彰英、井澤一守、矢部和秀、山野義友、木下淳夫、石塚三郎、大野幹憲、熊谷輝美の8名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	34,001	229	0	(注)1	可決 99.3
第2号議案					
山野 彰英	34,054	254	0	(注)2	可決 99.3
井澤 一守	34,055	253	0		可決 99.3
矢部 和秀	34,055	253	0		可決 99.3
山野 義友	34,053	255	0		可決 99.3
木下 淳夫	34,054	254	0		可決 99.3
石塚 三郎	34,054	254	0		可決 99.3
大野 幹憲	34,054	254	0		可決 99.3
熊谷 輝美	34,054	254	0		可決 99.3

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上